

徳島県学校教育情報化推進計画（素案）

令和4年11月

徳島県教育委員会

目次

1	計画の策定にあたって.....	1
	（1）計画策定の趣旨.....	1
	（2）計画の位置づけ.....	1
	（3）計画の期間.....	2
	（4）計画の対象.....	2
2	本県における学校教育の情報化の現状と課題.....	3
	（1）児童生徒の資質・能力.....	3
	（2）教員の指導力.....	5
	（3）ICT環境整備.....	5
	（4）学校における働き方改革と組織・体制.....	8
3	基本方針.....	9
	（1）基本理念.....	9
	（2）基本方針.....	10
	（3）施策を進める上での共通の視点.....	12
	ア 個人情報保護.....	12
	イ 利用者の視点.....	12
	ウ 地域、大学や民間事業者等との連携.....	12
4	基本方針に基づく取組.....	13
	（1）ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成.....	13
	ア 学び・指導の変革による児童生徒の情報活用能力の育成.....	13
	イ 特別な配慮を必要とする児童生徒の学びへのICT活用.....	15
	ウ 児童生徒の情報モラル・情報セキュリティ意識の向上.....	16
	（2）教員のICT活用指導力向上と人材の確保.....	18
	ア 教員のICT活用指導力の向上.....	18
	イ 学校のICT活用支援.....	19
	（3）ICTを活用するための環境の整備.....	21
	ア 1人1台端末環境や安定した通信環境の確保.....	21
	（4）ICT推進体制の整備と校務の改善.....	23
	ア ICTを活用した教職員の校務効率化による負担軽減.....	23
	イ 県・市町村など関係機関との知見の共有.....	24
5	計画の推進.....	25

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

- Society 5.0時代の到来によりICTを基盤とした先端技術やビッグデータの活用により、新たな価値を生み出すことが可能な時代へと加速度的に変化しています。このような社会状況中で、子供たちには、自ら身近な事象から解決すべき課題を発見し、主体的に考え、協働して課題解決策を生み出すことができる資質・能力の育成が強く求められています。
- こうした次代を担う子供たちの育成に向け、全ての子供たちが状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境を整備するため、学校教育の情報化の推進に関する事項を定めた「学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号、以下「法」という。）」が令和元年（2019年）6月に公布・施行されました。
- 本計画は、法第9条に基づき、本県における学校の情報化の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するため、策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

- 本計画は、本県の学校教育の情報化の推進に関して、今後の施策の方向性を示すものです。同時に、法第9条第2項において努力義務とされている市町村の学校教育情報化推進計画の策定に当たっての参考となるものです。
- また、本県教育振興計画の下位計画として、学校教育の情報化の推進に係る具体的施策を示すものです。

- さらに，本計画の推進に当たっては，県内のDX推進に向けて本県が策定した「デジタルとくしま推進プラン」と整合的に施策を展開します。

(3) 計画の期間

- 本計画の期間は，令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間とします。

(4) 計画の対象

- 本計画では，県が県立学校の設置者の責務として実施する「学校教育の情報化の推進に関する方針・施策」等に加え，地域の状況に応じて，市町村立学校を含めた施策や関係機関等との連携体制に関する示します。

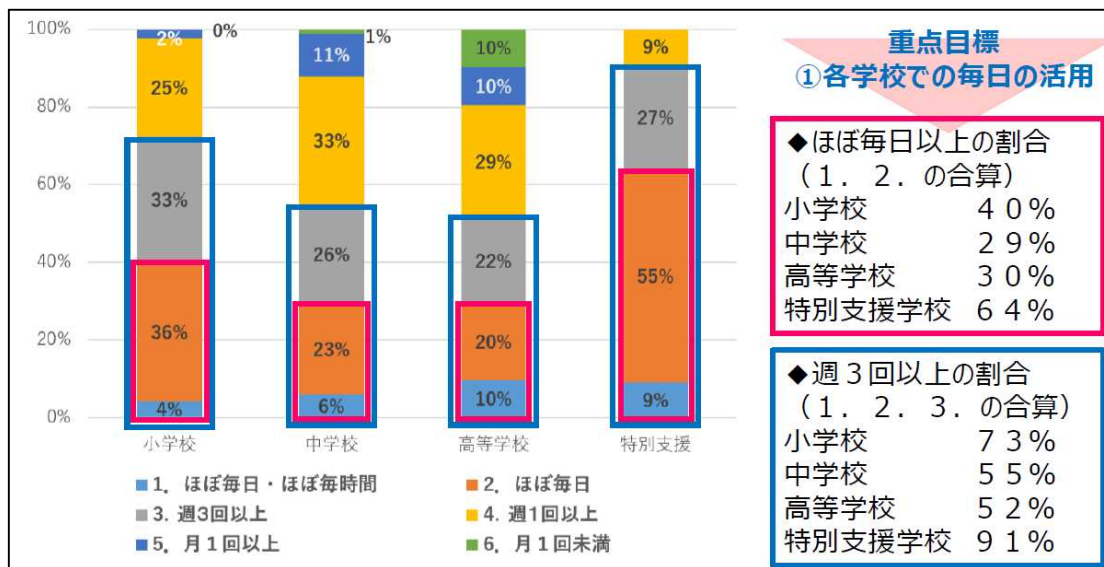
2 本県における学校教育の情報化の現状と課題

(1) 児童生徒の資質・能力

- デジタルの強みを最大限に活用し、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人ひとりの可能性が最大限に引き出され、ウェルビーイングが具現化されるような教育の在り方が、今改めて求められています。
- 世の中の様々な事象を情報とその結びつきとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である「情報活用能力」を、学習の基盤となる資質・能力として教科等横断的に育成していく必要があります。
- ICTの活用が日常的になるにしたがって、トラブルに巻き込まれたり、健康を害したりする例もあります。また、児童生徒が著作権に関する知識や意識を持たないまま、誤って他人の著作物等を利用してしまう可能性や、授業目的の場合は著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できることから、授業外においても著作物を自由に利用できるという誤った認識を抱いてしまう可能性もあります。子供たちの未来の成長を支えるとともに、国際的ルールを遵守する観点からも、情報モラルと必要な知識を習得させる必要があります。
- 令和4年9月時点で、本県におけるGIGAスクール構想の校種別に焦点化した課題である「各学校での毎日の活用」の達成率は、小学校40%、中学校29%、高等学校30%、特別支援学校64%となっています。

(参考)「各学校での毎日の活用」達成状況

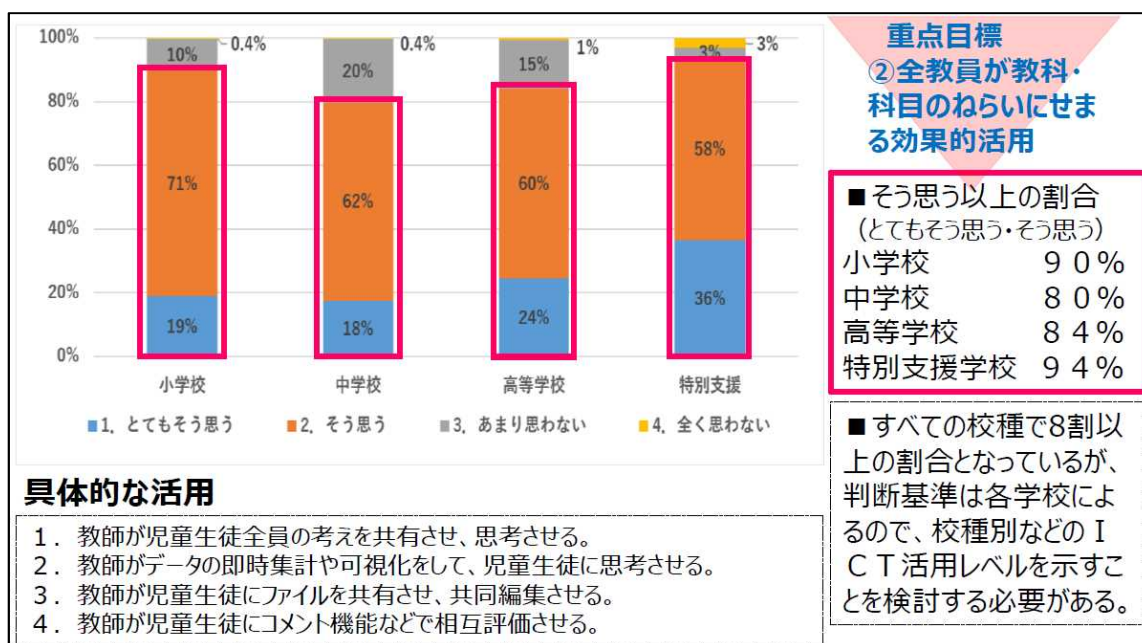
(令和4年9月時点, 令和4年第2回GIGAスクール構想推進本部資料より抜粋)



- 「全教員が教科・科目のねらいにせまる効果的活用」の達成率は、小学校90%、中学校80%、高等学校84%、特別支援学校94%となっています。

(参考)「全教員が教科・科目のねらいにせまる効果的活用」達成状況

(令和4年9月時点, 令和4年第2回GIGAスクール構想推進本部資料より抜粋)



(2) 教員の指導力

- 学習指導要領の下，各教科等の指導を通じて資質・能力を着実に育成するに当たっては，ICT環境を最大限活用し，個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実していくことが重要です。このため，デジタルを活用した新たな教育手法の開発・普及が求められます。
- GIGAスクール構想により整備された1人1台端末などの環境下での学習活動も広がり，今後はより積極的な利活用が重要なフェーズとなっています。1人1台端末での学びは大部分の学校にとって初めての取組であるとともに，教員の研修不足，教員によってはICTを利活用した指導に不安がある，地域や学校によっては利活用に遅れがみられる，などの実態が顕在化してきています。まずは教員がデジタルに慣れ親しみ，使いこなし，適応していくとともに，デジタル活用のスキルを向上させていくことが求められています。
- 高等学校では令和4年度（2022年度）入学生から情報Ⅰが新たに必修となった一方で，教員の確保と配置の適正化が求められています。

(3) ICT環境整備

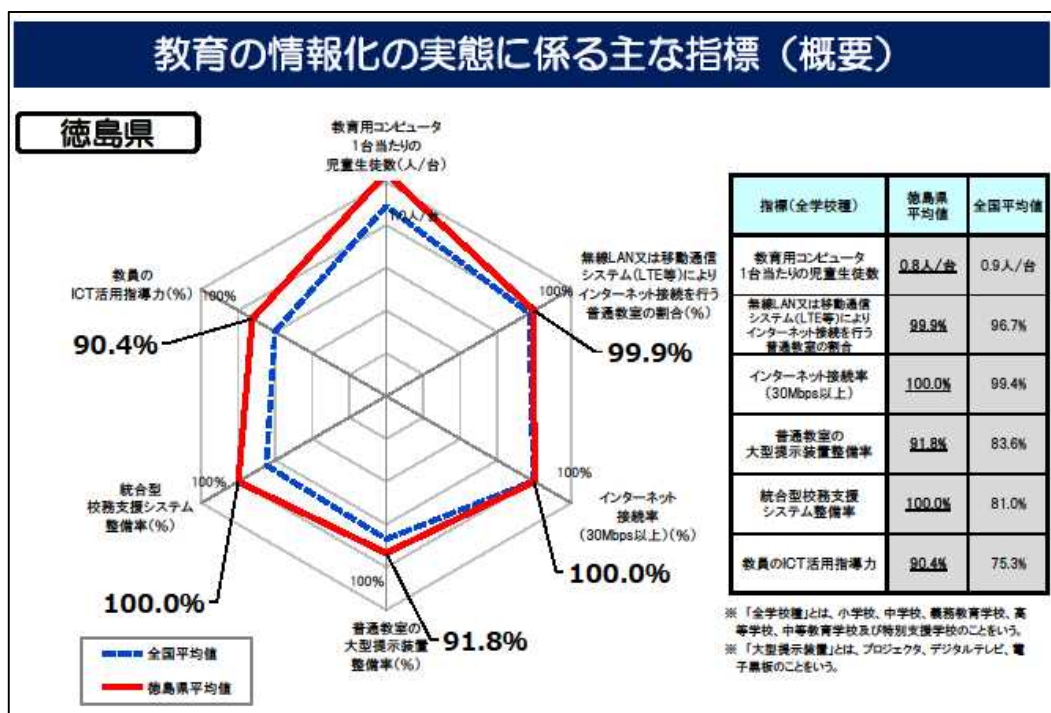
- 現在の子供たちは，生まれながらにICTの恩恵を受けて育っている「デジタルネイティブ」世代であり，鉛筆やノートのような文房具と並ぶマストアイテムとして，1人1台端末をはじめとする教育環境を整えることが必須です。
- 本県ではGIGAスクール構想により，児童生徒1人1台端末や高速大容量通信ネットワークなどの学校ICT環境について，抜本的な整備促進を行

いました。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等も踏まえてGIGAスクール構想を前倒しし、急ピッチで学校の環境整備を前進させ、端末の整備状況は全国的に見ても高い水準となっています。

- しかし、一部の市町村では学校への説明などが不十分なまま、ICT端末の学習用ツールのうち、一部の機能を制限している例が見受けられます。
- 子供たちにICT端末の適切な扱い方や使用のルールを指導するとともに、保護者等の理解も得ながら、安全・安心に持ち帰りを行うことのできる環境づくりを実現していくことが重要です。

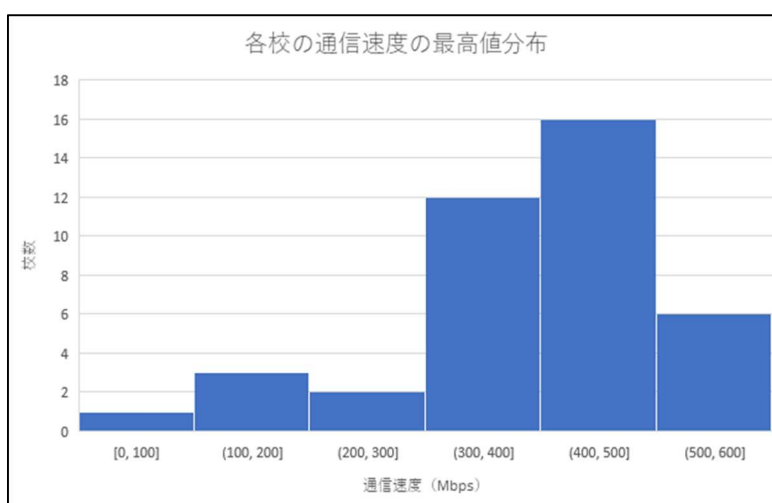
(参考) 教育の情報化の実態に係る主な指標概要

(令和4年3月1日現在、文部科学省調査「令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(概要)」より抜粋)



- 一方で、急速な整備の中で、ネットワーク機器の設定による制限やベストエフォート形式の通信環境での混雑などのボトルネックにより、通信回線の速度不十分、指導者用端末をはじめ、充実した指導を行うための設備不足、学校や家庭への支援等に関する取組状況が自治体間でばらつきがあるなど、利活用を進めるにあたっての課題も明らかになっています。児童生徒が円滑に学ぶことができる環境を実現するためには、教員が新しい取組に挑戦することを躊躇させず、県と学校現場が一体となって、明らかになった課題を一つずつ改善していく必要があります。
- 県立学校に設けているブレイクアウト用回線の速度はベストエフォート型で1 G b p s となっており、その利用状況は、一時的に利用が集中した場合、既に8割以上の学校で、このタイプの回線で確保できる最高速度に達し、複数の学校から、全校あるいは一学年で一斉に端末を利用すると、通信速度が低下したり、ネットワークに繋がらなくなるという報告が寄せられています。

(参考) 各校の通信速度の最高値分布 (令和4年度実績値)



- また、義務教育段階において1人1台端末環境で学んだ生徒が、高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、高等学校段階における端末の整備についても万全を期す必要があります。
- GIGAスクール構想により整備された1人1台端末は、ネットワークを通じてクラウドにアクセスし、クラウド上のデータやサービスを活用することを前提としています。このため、学校内のみならず学校外と接続するネットワークが高速大容量であること、学校の設置者が整備する教育情報セキュリティポリシー等に基づいて、必要なセキュリティ対策を講じた上でクラウドの活用を進めることとしています。
- デジタル教科書については、より効果的な学びを実現するための紙の教科書とデジタル教科書の関係性、デジタル教材との連携の在り方などを含むその活用の在り方の検討がされており、令和6年度（2024年度）の本格的な導入に向けた方向性を明確化する必要があります。

（４）学校における働き方改革と組織・体制

- 校務の情報化などICTの活用による校務効率化により、教職員の事務業務にかかる時間を減少させる必要があります。
- ICTを活用して成績処理などの事務作業の負担軽減を図ることや、勤務時間管理を徹底することなども含め、デジタルを活用した学校の働き方改革を一層推進する必要があります。
- GIGAスクール構想は学校の働き方改革にも有効であると考えられますが、情報教育担当教員のみ負担が集中し、学習者用端末を含むICT環境の管理等に関して学校全体の業務量が増えているといった現状があります。
- また、学校設置者におけるICT教育の推進体制が整っておらず、学校や教職員に対する支援が行き届いていない状況があります。

3 基本方針

(1) 基本理念

- 本県では、「徳島ならではの」の教育により、大きな夢や高い目標を持って、困難にぶつかっても挑戦し続け、未来を切り拓いていく、本県の宝である「人財」の育成を目指しています。
- また、令和3年（2021年）1月の中央教育審議会答申では、2020年代の目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」としており、その姿は「すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」であり、本県を目指す「とくしまの未来を切り拓く、夢あふれる『人財』」の育成と合致するものです。
- その実現のためには、ICTは学校教育の基盤的なツールとして必要不可欠であり、導入にとどまらず、先端技術を教育活動に最大限活用していくことを前提としたものへと変革していく必要があります。
- こうした変革を進めながら、Society 5.0時代において、主体的な課題の発見や解決に向け、情報と情報手段を適切かつ効果的、創造的に活用でき、他者と協働して、新たな価値を創造する社会の実現に貢献できる人財の育成を推進します。

(2) 基本方針

- ・ 2に記載した「学校教育の情報化の現状と課題」に対応するため、次の4つの基本的な方針を定めることとします。

(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進し、学びや指導のスタイルの変革を図り、児童生徒の学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成に努めます。
- ・ 様々な教育ニーズを持つ全ての児童生徒に対し、家庭環境、地域、必要な支援などの有無に関わらず、災害等の有事も含めたいかなる時においても、ICTの特性を最大限に活用し、誰一人取り残すことなく、個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供を図ります。
- ・ 児童生徒が自他を尊重し、行動に責任を持つことで、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、情報モラルの向上と情報セキュリティ意識の醸成を図るとともに、デジタル技術の適切な利用を通じて積極的に社会に参画する能力の習得を目指します。

(2) 教員のICT活用指導力向上と人材の確保

- ・ 学校教育の質の向上に向け、学習指導要領を着実に実施し、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの充実や授業改善に対応できるICT活用指導力の向上を図ります。

- ・ 平時有事を問わず I C T を活用した学びが継続できるよう普段の備えを強化するため、学校現場や教員の日常的な I C T 活用を支援するとともに、I C T の専門家等による助言や支援が受けられる体制を確保します。

(3) I C T を活用するための環境の整備

- ・ 全ての児童生徒が、学校における I C T を文房具と同様に活用し、個別最適な学びができるなど I C T の恵みを楽しむことができるよう、学校の情報教育環境を整備します。
- ・ 児童生徒が端末を利用して、ネットワークを通じてクラウドにアクセスし、クラウド上のデータやサービスを利用することを前提として、教育情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティを確保します。

(4) I C T 推進体制の整備と校務の改善

- ・ I C T を活用した校務処理のデジタル化の推進により、教職員の長時間勤務を是正し、教職員が児童生徒と向き合う時間等を確保することで教育の質の向上を図ります。
- ・ 全県を通じた教育の I C T 化を推進し、児童生徒の成長段階において切れ目ない教育を確保していくため、国や市町村をはじめとする多様な関係機関等との広域的な連携体制を確保します。

(3) 施策を進める上での共通の視点

ア 個人情報保護

- 児童生徒等の個人情報の適正な取扱いと情報セキュリティの確保を図り、安全にICTを活用できる基盤をつくることが必須です。他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し、情報社会での行動に責任を持てるようにします。
- 個人情報保護等に十分留意しつつ、校務や学習の様々な教育データを可視化することなどにより、指導が必要な児童生徒の早期発見や、児童生徒の特性・能力に応じた学習支援など、指導の改善につなげることを目指す必要があります。教育データの活用により、EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）による政策改善や、効果的な教授方法の開発、優良事例の横展開などの可能性も高まり、教育の質の向上が期待されるため、必要な取組を推進します。

イ 利用者の視点

- 現在の子供たちは、生まれながらにICTの恩恵を受けて育っている「デジタルネイティブ」世代であり、鉛筆やノートのような文房具と並ぶマストアイテムとして、1人1台端末をはじめとする教育環境を整えることが必須です。
- 子供たちにICT端末の適切な扱い方や使用のルールを指導するとともに、保護者等の理解も得ながら、安全・安心に持ち帰りを行うことのできる環境づくりを実現していくことが重要です。

ウ 地域、大学や民間事業者等との連携

- 産学官民の様々な主体が連携した取組を進めます。

4 基本方針に基づく取組

(1) ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成

ア 学び・指導の変革による児童生徒の情報活用能力の育成

■ これまでの取組

- ・ 県立学校において、1人1台端末や電子黒板、授業支援サービスなどを利用した授業並びに、学校と家庭等をシームレスに接続したオンライン教育が推進できる環境等を整備しました。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大時等にも活用できる、オンデマンドで視聴可能な学習動画の作成や専用サイトを構築し、各学校で工夫したICT環境を活用した実践動画の配信や指導事例を発信し、全県における知の共有化を推進しています。
- ・ 小中学校のEdTech実践校において、AI、ドローン、ロボットなどの教材を活用した先導的な事例研究を行い、各学校への普及を図っています。
- ・ 県独自の学力学習状況調査を児童生徒の1人1台端末を利用したオンライン形式で実施する実証事業に取り組んでおり、データに基づいた指導の充実に取り組んでいます。

■ 今後の展開

- ・ 令和6年度（2024年度）に本格導入が予定されている学習者用デジタル教科書について、紙とデジタルの併用の在り方や、創意工夫を活かした学

習の充実，アクセシビリティの向上など，これまでの実践とICTをベストミックスした活用方法を検討します。

- ・ 全国学力・学習状況調査で利用される文部科学省の教育データ基盤システム「学びの保障オンライン学習システム（MEXCBT：メクビット）」と，本県が独自に構築しているCBTシステムの連携を進め，教育データを活用した児童生徒が主体的に取り組み才能を伸ばす個別最適な学びの推進に取り組みます。
- ・ 高等学校教科情報「情報Ⅰ」が大学入学共通テストで実施されることを踏まえ，指導環境の確保や情報担当教員の指導力向上に取り組みます。

■ 主な指標等

- ・ 授業で，ほぼ毎日端末を活用している児童生徒の割合
- ・ 学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う児童生徒の割合
- ・ 小中学校のCBTシステム利用学校数
- ・ 「高校生ビッグデータ活用コンテスト」応募作品数

イ 特別な配慮を必要とする児童生徒の学びへのICT活用

■これまでの取組

- ・ 特別支援学校においては、児童生徒が自らタブレット端末などのICT機器を操作して、オンラインでの就業体験や音声認識ソフトの活用による文字変換、文字の読み上げや点字ディスプレイ表示など、児童生徒の実態や教育的ニーズに応じ、ICT機器の活用を推進しました。

■今後の展開

- ・ 特別支援教育における教科指導、学習上又は生活の困難さを克服する自立活動等で、これまでの研究や実践の蓄積とICTとを組み合わせ、必要な支援に応じた学びの充実に取り組みます。
- ・ 各県立学校において、教室での学びが困難な児童生徒等の学習機会を確保するため、オンラインと対面をベストミックスした教育を推進します。
- ・ いじめ、不登校などの未然防止、早期発見、早期対応の観点から、学習状況の把握にとどまらず、健康状況などの生活上のデータの活用効果についても、個人情報に留意しつつ研究していきます。
- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対しては、ICTを活用した円滑なコミュニケーションなどを行い、一層の教育の充実に取り組みます。

■主な指標等

- ・ 特別支援学校におけるオンラインを活用した「スポーツ交流大会」等の開催回数

ウ 児童生徒の情報モラル・情報セキュリティ意識の向上

■ これまでの取組

- ・ 小中高特別支援学校における情報モラル教育年間指導計画を策定し、各教科指導において、計画的に児童生徒の情報モラルの育成を図っています。
- ・ ネット等におけるトラブルや誹謗中傷の防止等をテーマとした情報モラルに関するコンテンツを作成し、授業、教職員研修、家庭教育研究集会等で活用方法等を説明し、家庭・学校・地域が連携した指導の充実に取り組んでいます。
- ・ 県立学校における児童生徒等の個人情報の取扱などの人的セキュリティと、ネットワークや端末などICT環境等の物理的セキュリティの確保に向けて、「徳島県教育委員会情報セキュリティポリシー」を策定し、学校や教職員を対象にセキュリティ監査を実施しています。
- ・ セキュリティ監査では、全教職員や組織を対象としたセルフチェック、サーバー等の実地監査や書面監査を行い、情報セキュリティ対策委員会に報告し、情報セキュリティの徹底を図っています。

■ 今後の展開

- ・ 情報モラルや情報セキュリティに関する意識を各教科指導を通じて育成するとともに、ICT環境における著作権に関する知識や、視力低下などの心身の健康面への影響についての指導の充実に図ります。
- ・ 情報を正しく安全に活用するだけでなく、デジタル技術の活用を通して、社会に積極的に関与し、参加する能力の育成に取り組めます。

- ・ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の適切な利用に向け，民間企業との連携や教職員の指導力向上に取り組むとともに，教職員の児童生徒及び保護者との私的なSNS利用の禁止の徹底などルールの遵守意識の向上に取り組めます。
- ・ 情報セキュリティの確保に向けて，全教職員や組織を対象としたセルフチェック，サーバー等の監査を定期的実施し，情報セキュリティの確保に取り組めます。

■ 主な指標等

- ・ 教職員が情報セキュリティに関する研修を受講した割合

(2) 教員のICT活用指導力向上と人材の確保

ア 教員のICT活用指導力の向上

■ これまでの取組

- 学校のICT環境整備が急速に進む中、教員のICT活用指導力向上に向けて、指導主事が直接学校を訪問する研修やオンラインでの研修に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症防止のための学校休業を契機として、学校のICT環境を活用した教育を支援するためのサポートサイトを構築し、学校から収集した教材の共有や支援動画の提供を行い、教員のICT活用を支援しています。
- 教員のICT活用指導力向上のために、高等学校教科情報「情報I」などをeラーニングで学べる環境を整備し、各教員が校務の状況に応じて学習することができる研修環境を整えています。

■ 今後の展開

- 教員のICT活用指導力向上に関する研修において、集合（対面）研修とオンラインやeラーニング研修のベストミックスを図るとともに、とくしま教員育成指標に基づくキャリアステージに応じたICT活用能力の育成に向け研修の高度化を図ります。
- 教員のICT活用サポートサイト等で学年やクラスを越えた若手、ベランの教員相互にアイデア等を交換できる環境を整備し、教材や動画等の共有化や内容の改善を行い、教員のICT活用指導力向上を支援します。

- ・ 教員養成大学と連携し，現職教員や教員養成段階の学生等のICT活用指導力育成に向け教職課程コアカリキュラムに基づくICT関係科目の充実や共通理解の醸成に取り組みます。

■ 主な指標等

- ・ 授業にICTを活用して指導することができる教員の割合・共通の学習用ツールの機能を使って授業を行った教員の割合
- ・ 児童生徒のICT活用を指導することができる教員の割合
- ・ ICT活用指導力向上に関する研修を受講した教員の割合

イ 学校のICT活用支援

■ これまでの取組

- ・ GIGAスクール構想により義務教育段階に加えて高等学校段階まで1人1台端末が整備され，ICT機器設定，端末管理，トラブルへの対応など教職員への負担が増加することに対し，ICTの専門人材の配置や，県と市町村が連携したヘルプデスクの設置や環境アセスメントに取り組んでいます。
- ・ 児童生徒一人一人に授業支援や学習支援クラウドサービスのアカウントを割り当て，平時・有事や学校・家庭を問わず学びを継続できる環境を整え，学校と家庭の円滑な連絡体制の整備や児童生徒の個別最適な学習の実現に取り組んでいます。

■ 今後の展開

- ・ 県と市町村が連携したG I G Aスクール運営支援センターの機能を強化し学校や家庭でのI C T機器，ソフトウェア等のトラブル対応など相談窓口を一本化した技術支援を行います。
- ・ 家庭と学校をシームレスに連携し，児童生徒・保護者と教職員とが，リアルタイムで協働した学びを行う環境を整備します。

■ 主な指標等

- ・ 遠隔教育を実施した学校の割合
- ・ G I G Aスクールサポートサイトのアクセス数

(3) ICTを活用するための環境の整備

ア 1人1台端末環境や安定した通信環境の確保

■ これまでの取組

- GIGAスクール構想等により、本県では義務教育段階に加え、高等学校段階まで児童生徒1人1台端末整備や学校の高速大容量通信ネットワークの整備が急速に進展しました。
- 県立学校では、全ての普通教室への大型提示装置や無線Wi-Fiを整備するとともに、避難所・避難場所となっている学校の体育館等にも無線Wi-Fiを整備し、平時・有事にも学びを継続できる環境の整備を行っています。
- 県立学校の児童生徒の家庭での通信環境確保に向け、モバイルルータの貸与を行い、学びのセーフティネットを維持しています。
- 県立学校では、授業等におけるICT機器利用を円滑に行えるよう、児童生徒が利用する回線を新たに追加し回線容量を確保しています。

■ 今後の展開

- 県立学校の通信環境については、授業等で多くの児童生徒が1人1台端末を一斉接続しても安定的に活用ができる通信環境を整備します。
- 従来明らかでなかったボトルネックなどICT利活用の障害となる要因への対策を講ずることにより、児童生徒および教職員の意欲を阻害することなく、学びへの新たな挑戦を支援します。

- デジタル教育コンテンツの利活用のため、令和6年度（2024年度）に本格導入が予定されている学習者用デジタル教科書の活用を推進します。
- 5Gなど新たな通信技術の進展なども踏まえつつ、クラウドサービスの活用におけるネットワークの効果的な活用に向けて、検討をしていきます。
- 通信環境の確保が難しい家庭に対しては、モバイルルータの貸与など、学びのセーフティネットを維持します。

■ 主な指標等

- 学校へのインターネット回線（1Gbps以上）環境の整備率
- 全ての普通教室で無線通信ができる学校の割合
- 普通教室の大型提示装置整備率
- 指導者用デジタル教科書の整備率
- 学習者用デジタル教科書の整備率
- ICT支援人材を配置している自治体の割合

(4) ICT推進体制の整備と校務の改善

ア ICTを活用した教職員の校務効率化による負担軽減

■ これまでの取組

- ・ 県立学校及び市町村立学校に校務支援システムを導入し、教職員の成績処理等の校務の効率化を進めています。
- ・ 県立学校の教職員に総務事務システムを導入し、出退勤、出張や休暇等に係る事務処理の効率化を進めています。
- ・ 学校における一斉連絡システムを導入し、学校が休校になった場合等に家庭に確実に連絡できる環境を整備しています。
- ・ 学校と家庭で情報伝達が行えるクラウドサービスを利用し、日常的な出欠連絡、児童生徒の健康観察、学校からの連絡文書の配布など教職員の校務負担を軽減できる環境を整備しています。

■ 今後の展開

- ・ 各種調査や校務のデジタル化や、統合型校務支援システムの利活用を推進することにより、教職員の長時間勤務を削減し、働き方改革を実現します。
- ・ 県立学校の教職員の健康情報を一元的に管理するポータルシステムを構築し、教職員の心身の健康保持増進を図ります。
- ・ 教育委員会に対して行われる申請・届出等の押印を原則廃止とし、行政手続きの効率化を推進します。

- ・ 教職員や学校の業務改善の取組をチーム学校で推進するため、優れた手法や事例をクラウドサービス等により情報共有することで、学校間・市町村間の取組を全体的に引き上げる取組を推進します。
- ・ 全国学力・学習状況調査で利用される文部科学省の教育データ基盤システム「学びの保障オンライン学習システム（MEXCBT：メクビット）」と、本県が独自に構築しているCBTシステムの連携を進め、採点や集計等に要していた教職員の負担軽減に取り組みます。

■ 主な指標等

- ・ ICTを活用した校務の効率化に取り組んでいる学校の割合

イ 県・市町村など関係機関との知見の共有

■ これまでの取組

- ・ 県と市町村教育委員会で構成する「県市町村教育委員会情報化推進連絡会議」を活用し、ICT教育の高度化や学校・教育行政の効率化に向けた連携を図りました。
- ・ 情報セキュリティの確保に向けて、市町村教育委員会の情報セキュリティポリシーの策定に係る支援に取り組みました。

■ 今後の展開

- ・ 学校等からの情報発信により、家庭及び地域等の教育活動への理解を促進します。

- ・ 県と市町村とが連携した実証事業や，教育データ利活用の在り方，国の教育DXや今後の方向性に関する情報共有を行うなど連携を強化してまいります。
- ・ ICTを活用した授業改善や指導方法の共有など，学校のニーズに応じた広域での支援体制を構築します。
- ・ 法第9条第2項および第3項の定めに基づき，市町村の学校教育情報化推進計画の策定推進のため，必要な組織と体制を整備します。

■ 主な指標等

- ・ 市町村の学校教育情報化推進計画策定率

5 計画の推進

- ・ 県・市町村が連携した「徳島県GIGAスクール構想推進本部」を中心に，各施策の展開に際し機動的に情報を共有することにより，本計画に基づく施策の進捗管理を行います。
- ・ 取組状況については，毎年度，各種調査結果の公表後，評価に着手し，次年度の施策や予算等へ反映できるよう評価結果を公表します。
- ・ なお，技術革新のスピードが速いICT分野の特性を踏まえ，適宜本計画の見直しを行います。